

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第6住宅1～3号館解体撤去工事 設計業務委託1

2 契約の相手方

(株) 横河建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 横河建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9246)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第6住宅1号館建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 横河建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、本設計業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 横河建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ (電話番号 06-6208-9246)

随意契約理由書

1 案件名称

北江口第2住宅14・16・17・18・19号館昇降路増築工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)中尾建築事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)中尾建築事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ (電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉出戸住宅 8 号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 検見崎建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 検見崎建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

鳴野西住宅1号館昇降路増築その他工事外1件監理業務委託

2 契約の相手方

日積設計監理 株式会社

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

日積設計監理 株式会社は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部建設課 工事グループ（電話番号 06-6208-9247）

随意契約理由書

1 案件名称

高松住宅2・3号館耐震改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

(有) 検見崎建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(有) 検見崎建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

東陽中学校増築その他工事 監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 前田都市設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 前田都市設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

下新庄小学校増築その他設備工事設計業務委託ー 2

2 契約の相手方

(株) 新日本設備計画

3 随意契約理由

本設計業務は、平成27年度に発注した「下新庄小学校増築その他設備工事設計業務委託」について見直しを行うものであり、上記業者は同年度に実施設計図面の作成を行い完了している。

当初、平成28年度に工事発注予定であったが延期となり、改めて平成31年度に工事発注となったため現地の状況や標準設計の変更に伴う設計図面の見直しを行う。

本業務は既に完了している実施設計図面を修正し、業務を行うこととなり、当初の設計業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、(株) 新日本設備計画であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部企画設計課 (設備グループ) (電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

水都国際中学校・高等学校西学舎改修その他工事設計変更設計（建築・設備）
業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 昭和設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているため、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 9334)